

平成25年度佐久市交通安全対策協議会議事録

開催日時	平成25年9月5日(木) 10:30~11:45
開催場所	佐久消防署 3階 講堂
出(欠)席者	委員出席人数21名
議 事 録	
開会	市長あいさつ
正副会長選出	佐久交通安全協会会長木内委員の発議により、 会長 井出進委員 副会長 高見澤秀明委員 の推薦があり、満場一致で承認された。
幹事選出	佐久地方事務所委員の発議により、 JR東日本小海線営業所営業科長 中村真紀委員 佐久交通安全協会会長 木内征夫委員 の推薦があり、満場一致で承認された。
正副会長挨拶	高見澤副会長挨拶
議事	<p>1 第1号議案 平成24年度事業報告・決算報告 事務局説明 木内委員監査報告 質疑 小平委員 歳出予算に、法定外注意喚起看板の予算が含まれていないが、交通安全対策協議会から支出していないのか。 事務局説明 平成24年中、交通安全対策協議会の予算から、法定外注意喚起看板の作成費用は支出していません。 一般会計予算の、交通安全啓発事業費から全て支出しました。 交通安全対策協議会の予算から支出しても何ら問題はありません。 今年度は、作成枚数の増加が予想されることから、作成費を支出する方向で考えております。 承認可否 承認された。</p> <p>2 第2号議案 平成25年度事業計画(案)・予算(案)</p>

	<p>事務局説明 質疑</p> <p>小平委員 予算案歳出部の事業費 550,000 円が、前年度歳出予算より増額されている理由について。</p> <p>事務局説明 昨年度の歳出が少なかったのは、平成23年度に購入した啓発物品の在庫を活用したことと、交通安全市民大会に使用するチラシ等の印刷を、業者に委託することなく、事務局が独自に印刷をしたことから、その分が少なかったものです。</p> <p>今年度は、23年度の啓発物品の在庫が少ないことから、支出費用が増加しています。交通安全教育用ビデオの購入と交通安全教育用のミニ信号機の修理費も見込まれています。</p> <p>承認可否 承認された。</p> <p>3 第3号議案 平成24年度交通安全対策事業実施結果</p> <p>事務局説明 質疑</p> <p>小松委員 佐久建設事務所実施事業の、カラー舗装施工費用に、グリーンベルトの施工費用は含まれているのか。また、グリーンベルトは歩道として認識して良いのか、法的解釈と、設置基準はあるのか。</p> <p>事務局説明 グリーンベルト施工費用が含まれているかは、後に、事務局から建設事務所に照会をして、回答します。（含まれていないとの回答を得た。）</p> <p>グリーンベルトは歩道ではなく、路側帯を明示するためのもので、設置の基準はありません。</p> <p>路側帯が、道路の片方にしか設置できない道路幅員であったり、通学路等に設置することは、現地調査等で必要性が認められた場合に施工している。</p> <p>グリーンベルトの法的解釈について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ グリーンベルトは歩道ではない、路側帯である。 ・ 路側帯への車両の進入はやむを得ない場合
--	--

	<p>を除いて禁止される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 路側帯は、歩行者と自転車（一部除く）が通行する場所である。 ・ 自動車の運転者に対し、路側帯であることを視覚的に喚起し、歩行者の通行場所を確保しようとするもの。 <p>小林委員 信号機の新設等の要望は、市で集約しているのか。また、信号機の新設に何か基準があるのか。</p> <p>佐久警察署説明 信号機の新設や改良については、区長からの要望を、生活環境課等で取りまとめ、年に2回報告を受けている。</p> <p>設置基準はあり、交通量等総合的に勘案して必要と認められる場所や緊急性が認められる場合に、県警本部交通規制課と調整して設置をしている。</p> <p>承認可否 承認された。</p> <p>4 第4号議案 平成25年度交通安全対策事業計画（案） 質疑 特になし 承認可否 承認された。</p>
その他	交通安全市民大会の開催案内。